

## 岩倉市議会請願書及び陳情書取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、請願書及び陳情書の取扱いについて、岩倉市議会会議規則（昭和46年岩倉市議会規則第2号。以下「会議規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (請願書の形式等)

第2条 請願者が複数の場合は、会議規則第94条に規定する請願者は、当該請願の代表者とする。この場合において、代表者以外の請願者については、当該人数分の署名を必要とする。

2 請願書は、議長あてに提出するものとする。

### (紹介議員)

第3条 請願書を提出するには、議員の紹介を必要とする。

2 請願を紹介する議員（以下「紹介議員」という。）は、その請願の趣旨に賛意を表す者でなければならない。

3 議長及び請願の内容を所管する委員会の委員長は、紹介議員になることができないものとする。

4 紹介議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、文書で議長に申し出るものとする。

5 議長は、前項の規定による申出があったときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める手続により、請願の紹介を取り消すことができる。

(1) 委員会に付託されていないもの 議長の許可

(2) 委員会に付託されたもの 議会の承認

6 請願を受理した後に、紹介議員が死亡、辞職、退職若しくは失職した場合又は紹介の取消しにより紹介議員がいなくなった場合（以下「紹介議員不在の場合」という。）の請願は、引き続き請願として取り扱う。

### (請願の受理)

第4条 請願書は、議長において受理する。

2 請願書は、会期中又は閉会中を問わず受理し、整理番号は、暦年を単位として通し番号を付ける。

3 岩倉市議会議員一般選挙前に受理し、委員会に付託される前の請願は、

当該選挙後の議会で審議する。

- 4 多人数にわたる署名簿の提出があったときは、概算確認のみにとどめ、逐一署名の確認は行わない。

(請願の訂正及び取下げ)

第5条 請願者（請願者が複数の場合は請願代表者）が請願を訂正し、又は取り下げようとするときは、紹介議員を通じ、文書により議長に届け出るものとする。ただし、紹介議員不在の場合は、請願者が文書により議長に届け出るものとする。

- 2 議長は、前項の規定による届出があったときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める手続により、請願を訂正し、又は取り下げることができる。ただし、字句の訂正等の軽微な訂正は、議長の許可により訂正することができる。

(1) 委員会に付託されていないもの 議長の許可

(2) 委員会に付託されたもの 議会の承認

(請願を審議する時期)

第6条 直近の議会の開会の日までに受理した請願をその議会に付議する。ただし、緊急に処理すべき事項を内容とする請願については、この限りでない。

(請願の委員会審査)

第7条 委員会は、付託された請願を速やかに審査するものとする。

- 2 委員会は、請願の審査に必要があると認めるときは、次に掲げる事項を行うことができる。

(1) 請願者及び紹介議員の説明を求めること。

(2) 執行機関の説明及び意見を聴取すること。

(3) 実地調査（現地視察）を実施すること。

(4) 公聴会を開催すること。

(5) 参考人の出席を求め、意見を聴取すること。

(6) 他の委員会と連合して審査すること。

(結果報告等)

第8条 委員会は、請願の審査結果の報告に当たり、委員会審査結果報告書（様式第1）により本会議に報告する。

(陳情書)

第9条 陳情書の取扱いについては、次条に規定する事項を除き、会議規則及びこの要綱における請願に関する規定を準用する。この場合において、「付託」とあるのは「送付」と読み替えるものとする。

(委員会に送付しない陳情書)

第10条 議長は、陳情書のうち、次の各号のいずれかに該当する事項を含むものについては、全議員に配布するにとどめるものとする。

- (1) 明らかに市の事務に属さないもの
- (2) 既に願意が達成されているもの又は実現の見通しが明らかなもの
- (3) 特定の個人、団体等をひぼうし、中傷し、その名誉を傷つけ、又は信用を失墜させるおそれがあるもの(既に公表された事実及び社会的に周知された事実に関するものである場合を除く。)
- (4) 趣旨、理由等が不明確なもの
- (5) 郵送その他の手段により提出されたもので、陳情者と連絡が取れないもの
- (6) 法令又は公序良俗に反する行為を求めるもの
- (7) 裁判等で係争中の事件に関わるもの
- (8) その他議会の関与が適当でないと認められるもの

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。